



はじめに

1 策定の背景と経過

県では、平成28（2016）年3月に「とちぎ国際化推進プラン2016～2020」を策定し、令和2（2020）年度までの5年間に取り組むべき基本施策を示し、本県の国際化に向けた取組を実施してきました。

この間、平成30（2018）年12月のTPP11^{※1}（CPTPP：環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）や平成31（2019）年2月の日本・EU経済連携協定の発効、同年4月の新たな在留資格「特定技能」^{※2}の創設による外国人材の受入れ拡大等、本県を取り巻く環境が大きく変化したことから、同月に「国際戦略推進本部」を設置し、県が実施する国際関連施策を総合的かつ効果的に展開しています。

一方、令和2（2020）年には新型コロナウイルス感染症が世界規模で拡大し、多くの国・地域で感染の抑制を目的とした渡航制限や外出規制等が実施されました。これらは、人や物の動き、経済にとどまらず、人々の行動・意識・価値観にまで影響を及ぼしています。

このように、本県を取り巻く環境が大きく変化する中、今後も県勢を持続的に発展させるには、現状と課題や環境の変化を踏まえた上で、本県の魅力・実力を世界に発信するなどし、様々な地域間競争に打ち勝てるよう、不断の挑戦をし続ける必要があります。

このため、県では、本県関係者がビジョンを共有し、積極的に挑戦するために、「とちぎ国際戦略」を策定することとしました。

2 戦略の位置付け

栃木県重点戦略「とちぎ未来創造プラン」に掲げる、めざすとちぎの将来像の実現に向け、本県が目指す国際化を推進するための考え方や取組の方向性等を示すものです。

また、県民、民間団体、市町等が、相互に連携を図りながら活動をしていく上での指針とします。

3 戦略の推進期間

令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5か年間で推進期間とします。

なお、推進期間内であっても、本県を取り巻く環境の変化に鑑み、年度毎の施策に反映するなど、柔軟に対応していきます。

※1 参加国は、日本、シンガポール、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、メキシコ、ペルー、チリ

※2 特定産業分野（平成31（2019）年4月1日現在：14業種）に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能（特定技能1号）もしくは熟練した技能（特定技能2号）を要する業務に従事する外国人向けの在留資格。一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人を受け入れる制度